

中小企業庁認定「官公需適格組合」

静岡県知事設立認可「県知事地第1-5号」

静岡県消防設備保守点検業協同組合

組合だより



第57号



発行：令和7年10月吉日

住所：静岡市駿河区南町5番3号

T E L : 054-287-5091 FAX: 054-287-5092

メールアドレス : syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp

HPアドレス : <https://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

私たちは、法令遵守を行動指針とし、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて、地域社会の安全・安心と地域産業の活性化に貢献しています。

消防法に義務づけられている「消防用設備等点検報告」業務は、各種消防設備士や消防設備点検資格者だけが行える業務であり、近年、高度化している建物の各種消防用設備等を一括受注して適正点検に対応するには、「多数の点検資格者を現場配置できる業務体制」が必要不可欠です。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、消防法に基づき各種資格者を多数雇用し、現場毎に有資格者を配置でき、必須である各種試験器具等を用いて、適正点検を実施している県内唯一無二の協同組合です。

<組合員 61社、常用従業員 668人> ※令和7年4月末現在

(内訳:消防設備士 423人、消防設備点検資格者 294人、電気工事士 232人、防火設備検査員 80人)

1 国認定の「官公需適格組合」の更新手続き

(1)官公需適格組合とは、

- 経営規模の小さな中小企業1社では受注が難しい規模の大きい案件でも、個々の企業が持つ経営資源を組合組織に結集することで、各企業の総合力をもって対応することが可能となります。
- その対応策の一つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。
- 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁(各地域経済産業局)が証明する制度です。

(2)官公需適格組合の更新手続き

当組合が、平成13年11月に官公需適格組合の申請書を、国(中小企業庁)に提出し、厳しい審査を経て「官公需適格組合」として認定されました。

この認定の有効期間は3年間で、これまで3年毎に更新しており、今年8月に9回目の手続きを静岡県中小企業団体中央会のご指導をいただき申請しました。

官公需適格組合は、法律(官公需法第3条)に地方自治体を含む国等に「契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と努力義務を課していることから、認定を受けるには、共同受注委員会の設置や検査体制が確立されていることなど、厳しい認定基準(上表)が設定されています。

《物品・役務関係の認定基準》

- イ 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ 常勤役職員が2名以上いること
- ニ 共同受注委員会が設置されていること
- ホ 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯して責任を負うこと
- ヘ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること 等

今回、組合では、申請書に添付する更新期間内の共同受注実績や共同受注配分金額などの詳細な書類などを作成して、提出しました。

(3) 官公需適格組合である3つのポイント

○ 組合組織は中小企業の弱みを補完し地域経済を強化

規模の大きい発注案件であっても組合が共同受注事業として受注すれば、組合員(中小企業)の協力・分担により契約を履行することができます。また、共同受注では複数の組合員が共同で履行することから、契約の基本方針で求められている「分離・分割発注」と同じ効果を生み出すことができます。

その結果、多くの中小企業者の受注機会の増大に役立ち、地域経済の好循環を生み出します。

○ 組合制度は、民主的で公平性が確保された法人

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、一定の認定基準に即して審査され、法律に基づいた手続きを経て、国や都道府県が認可した法人です。制度として民主的かつ公平な運営が確保されており、認可行政庁である国や都道府県が指導監督できるなど、信頼性の高い法人です。

○ 国の証明を受けた「官公需適格組合」の活用

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合を中小企業庁が証明する制度です。

官公需適格組合では、組合員である中小企業者が一体となって、受注契約を確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力等の向上など、発注機関の信頼に応えられるよう責任体制が明確です。

(4) 官公需適格組合の特例

認定を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産、販売高、資本金などについて、組合の数値に、それぞれの組合員の数値を合算できる特例があります。

(5) 県内の官公需適格組合

静岡県内では、現在 48 の組合が官公需適格組合の証明を取得し、共同受注を進めています。

全国では、令和 7 年 4 月時点で 899 の官公需適格組合があり、東京都、北海道、神奈川県に次ぎ、4 番目に多い県となっています。(令和 7 年 3 月現在)

<県内の官公需適格組合の内訳>※令和 7 年度 国等の契約の基本方針 中小企業庁作成資料

工事関係	物品・役務関係	計
26	22	48

2 官公需適格組合に求められる法令遵守の徹底

官公需適格組合に求められる法令遵守を組合員に徹底するため、令和 7 年 10 月 1 日付け理事長通知で「令和 7 年度共同受注業務における法令遵守の徹底について」を発出し、適正な保守点検の実践を組合内に徹底しました。(抜粋内容)

本組合は、県・市等の発注者側との関係は「法令遵守の徹底」が大原則です。

については、全ての組合員及び組合関係者におかれましては、下記事項の徹底をお願いします。

記

- (1) 発注者側に信頼される適正点検の徹底
- (2) 有資格者点検の厳守
- (3) 点検結果報告書の確実な作成
- (4) 法令上又は役所等での確認が必要となる場合の確実な実施
- (5) 点検結果報告書の記載事項の見直し
- (6) 発注者側との報連相(ほうれんそう)、組合及び幹事会社との報連相の徹底

3 官公需適格組合に求められる共同受注検査(前期・書類)

官公需適格組合の認定基準では、「検査員を置くなど検査体制が確立されていること」となっているため、当組合独自の共同受注検査規約を策定して、毎年、検査を実施しています。

前期は、原則として当該年度の全数書類検査で、令和7年10月10日から24日までの延べ3日間に実施しました。

10月10日(金)の浜松地区の検査では、日興電気通信株の会議室をお借りして、地域の幹事会社の担当者と全6名の検査員が一堂に会して検査しました。

また、静岡地区は、10月16日(木)と24日(金)の2日間、事務局で静岡地域の幹事会社の担当者と検査員が集まって検査しました。

前期の書類検査では、点検した資格者の確認、点検した器具の校正状況や点検方法、提出する報告書の記載内容や記載様式など多岐の内容を確認しました。

最近、提出する報告書が紙と併せて電子データで提出することが増えており、幹事会社等は、今まで以上に提出する様式を整えています。

浜松地区では、一部の報告書において提出様式が間違っているものがあり、早急に幹事会社が修正しました。

全体の検査終了後、検査委員長から「多少の修正箇所はありましたが、いずれの委託事業も概ね適正である。」とのコメントを頂きました。



【浜松地区検査状況】



【静岡地区検査状況】

4 第17回青年部会ゴルフコンペの開催

青年部会のゴルフコンペを、当初、4月23日に開催予定でしたが大雨のため延期し、9月4日(木)静岡カントリークラブ島田コースで、中沢県議会議員と山田元県議会議員をお招きして開催しました。

今回のコンペでは、これまで最多の16人が参加していただきました。当日の天気予報は「雨」で、途中で雨に降られましたが、直ぐに天気が持ち直し、何とか全員がホールアウトすることができました。

やはり、年に数回はこのようなコンペがあると、様々な方々と意見交換ができ、非常に有意義な日となりました。

また、参加いただきました、中沢県議、山田元県議におかれましては有難うございました。



5 常閉防火扉の取扱いについて

(1) 経緯と概要

令和7年1月 29 日に、建築基準法において、建築物の定期調査報告における調査及び定期検査における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する国土交通省告示が公布され、令和 7 年 7 月 1 日から常閉防火扉等の取扱いが変更となりました。

(随閉防火扉は変更なし)

(2) 改正概要

改正告示により、常閉防火扉の調査項目が、特定建築物定期調査から防火設備定期検査で実施することとされました。

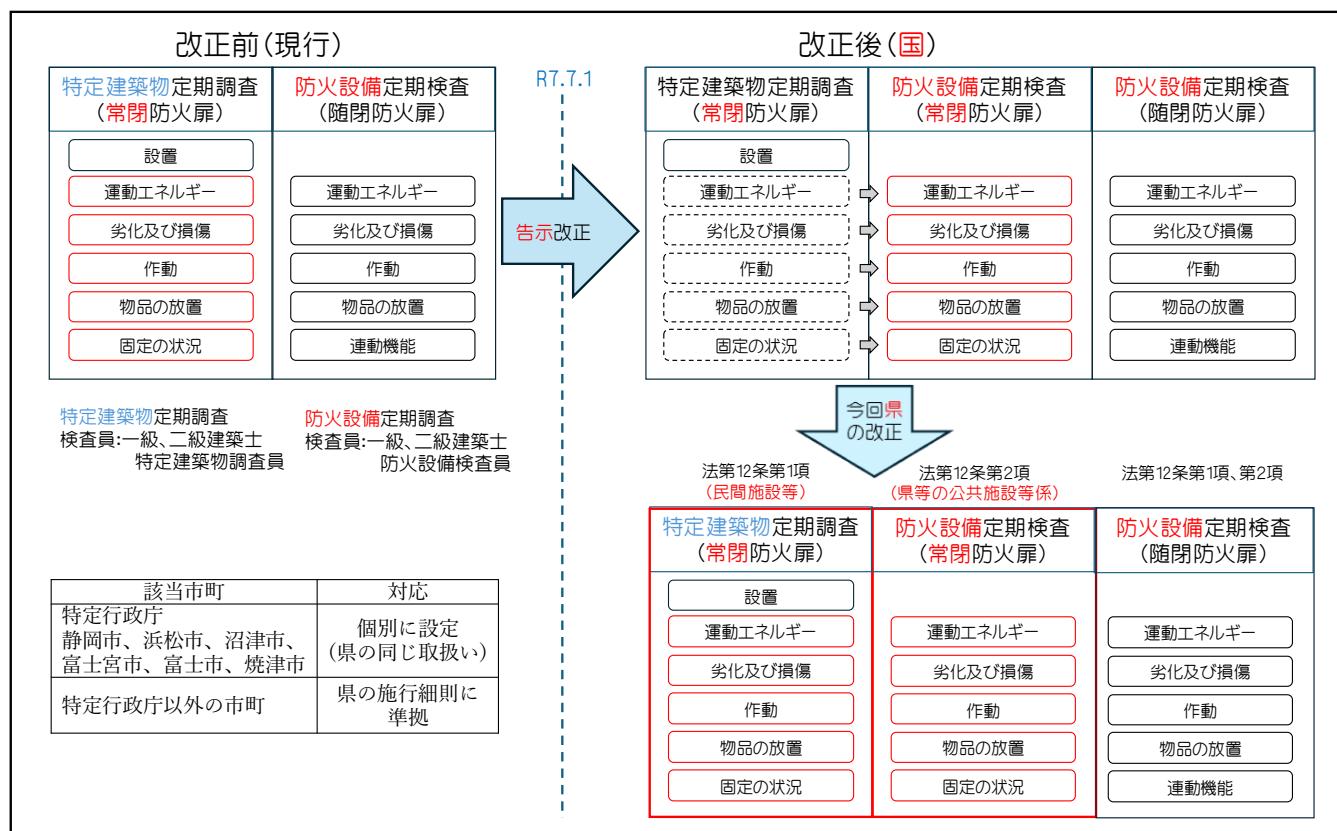
静岡県建築基準法施行細則では、同法第 12 条の第 1 項(民間施設等)は施設所有者等の負担軽減のため、これまでと同じように特定建築物定期調査において実施することとなりました。

しかし、同法第 12 条第2項(国、県及び建築主事がいる特定行政庁が所有する施設等)は、施行令の改正どおり防火設備定期検査に変更となりました。

なお、県内の特定行政庁(建築主事がいる静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、沼津市)についても県と同じ取扱いとなりました。

特定行政庁でない市町については、県の施行細則に準じます。

このため、公共施設の消防用設備等保守点検の項目に、新たに常閉防火扉の点検が加わる場合もありますので、発注者側との連携を密にして、適切な対応をお願いします。



◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～身近な法律違反（2）～

今回も、身近な法律違反についてお話しします。

コンビニや飲食店のお会計の際に、店員さんのミスにより、お釣りをたくさんもらってしまった経験がある方も多いと思います。



この場合、お釣りを受け取った時点で、お釣りが多いことに気がついて、その場ですぐに返却すれば、何の問題もありませんが、そのままもらってしまうと、刑法第246条第1項の詐欺罪に該当します。理由としては、お釣りを受け取った時点で、お釣りが多いことに気がついた場合には、そのことをお店に伝えてお金を返す義務が発生します。ところが、お店にお釣りが多いことを伝えない行為がお店を騙す行為に該当してしまうため、お店を騙してお金を取得したと評価されて、詐欺になってしまうからです。因みに、詐欺罪の法定刑は10年以下の拘禁刑です。

また、店員からお釣りを受け取った時点では、お釣りが多いことに気がつかなかったとしても、後になってお釣りが多いことに気がついたにも関わらず、多くもらったお釣りをお店に返さなかつた場合にも、刑法第254条の占有離脱物横領罪（遺失物等横領罪）という犯罪に該当します。この場合には、お客様がお釣りを受け取っても、多くもらったお釣りの所有権はお店にあり、お金の占有（占有とは、物を現実的に支配（所持）している状態のことを言います。）のみがお店からお客様に移転したという状態（お店からお客様にお金の占有が離脱した状態）になります。そうなると、他人のものを勝手に自分のものにしてしまったことになるので、横領罪の一種である占有離脱物横領罪が成立してしまうことになります。因みに、占有離脱物横領罪の法定刑は、1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金もしくは科料です。

病院で薬を処方されて、その薬が余り、その余った薬を家族や友人にあげてしまった経験がある方も多いと思いますが、これも罪に問われる可能性があります。具体的には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に違反するおそれがあります。

薬機法第24条では、薬局開設者または販売の許可を得ている者以外の者が、業としての医薬品を販売・授与することを禁止しているので、自分がもらった薬を他人にあげてしまった場合に、罪に問われるおそれがあります。因みに、薬機法第24条違反の法定刑は、3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金刑です。なお、場合によっては、この二つの罰を同時に受けることもあります。

以上

6 組合の就業規則など一部改正

当組合の就業規則などは、平成24年に一部改正しましたが、それ以来、変更していませんでした。

現在の就業規則では、通勤手当、退職手当金や時間外手当などが記載されておらず、現況に即していないところが多くありました。また、これまで旅費規定等も明確になっていませんでした。

このため、これらの規則などについて、これまで事務局で遵守してきた内容を踏まえて、時代のニーズに即した規則になるよう、今回、初めて社会保険労務士からの監修を経て作成し、令和7年9月第4回理事会で組合の就業規則などを一部改正する案の承認を頂き、今回、改正しました。

○ 賛助会員の加入（お知らせ）

（敬称略）

・三和シヤッター工業(株)浜松メンテサービスセンター

所長：宮井孝朗 が新たに加入しました。 【R7.9.1】

<組合員名簿> 61 (地区別五十音順)

会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株)本社 沼津支店	飯塚史洋	富士市川成島	0545-63-2178
	鈴木広昭	沼津市沼北町	055-923-3363
鈴与技研(株)東部支店	高田靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481
ニッセー防災(株)	土谷直人	裾野市佐野	055-992-5213
(株)アオイテレテック	佐野靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256
(株)SG防災テクノサービス	杉村友也	藤枝市田沼	054-637-1260
(株)共同設備	遠藤英人	静岡市葵区	054-265-9255
近藤設備	近藤晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690
消防機材山治(株)	福井隆幸	静岡市葵区	054-248-0119
鈴与技研(株)本社	杉山和幸	静岡市駿河区	054-281-3311
閔防災設備	閔貴之進	静岡市清水区	054-351-1557
(株)セキュア	石神利明	島田市金谷	0547-47-3100
セルコ(株)静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210
セルコ産業(株)	西川和宏	静岡市駿河区	054-260-6009
太平エフ・イー・システム(株)	平野和真	静岡市駿河区	054-257-6855
(株)タビア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466
日興電気通信(株)静岡営業所	宮川宗明	静岡市駿河区	054-266-6762
(株)日本防災システム	大島至了	島田市中河町	0547-35-2001
花村消防設備	花村英樹	静岡市葵区	054-277-3194
(株)ピーティーエス	坪井政春	静岡市清水区	054-388-9989
(株)富士消防機商会	荒瀬敏弘	静岡市清水区	054-366-7034
(株)プラスクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093
宮崎設備	宮崎誠二	静岡市葵区	090-6616-4448
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211
明幸電業	鈴木秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878
E.BOSAI	太田悦由	浜松市浜名区	090-1563-5019
(有)石垣防災	石垣益年	浜松市浜名区	053-587-5699
(有)エイト・エス・イー・エム	町田和久	掛川市龜の甲	0537-24-0407
(有)遠州消防設備	神谷知宏	磐田市天龍	0538-34-6574
太田防災	太田済広	浜松市天竜区	053-925-2814
木下電気(株)	木下哲志	浜松市浜名区	053-582-3930
北澤防災設備(有)	北澤浩之	浜松市浜名区	053-586-4100
(株)北島電設	北島 実	浜松市中央区	053-433-5303
(株)久嶋防災	久嶋宏之	浜松市中央区	080-2662-3019

会社名	代表者	住所	電話
サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中央区	053-474-3837
三興電機(株)	村串守啓	浜松市中央区	053-436-5111
(有)季高防災メンテナンス	季高典裕	浜松市中央区	053-435-4308
鈴木消防設備	鈴木政則	浜松市中央区	090-5118-8048
(株)鈴木防災	鈴木啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
鈴木防災	鈴木芳武	浜松市中央区	053-465-6334
鈴与技研(株)西部営業所	川村孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
西遠消防機具(株)	松井清海	浜松市浜名区	053-586-4456
セルコ(株)本社	西川和宏	浜松市中央区	053-463-1341
掛川営業所	高畠俊太郎	掛川市掛川	0537-22-0119
磐田営業所	鈴木睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
湖西営業所	古橋佳彦	湖西市吉美	053-575-3119
相互電池産業(株)浜松事務所	石原忠勝	浜松市中央区	053-424-7552
(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中央区	053-523-7500
(株)タナカ総合	田中誠次	浜松市中央区	053-543-9723
中部防災工業(株)	松坂直和	浜松市中央区	053-438-3081
TFサービス	古橋有一朗	浜松市中央区	090-7617-8408
電通システム(株)	木下敏彦	浜松市中央区	053-441-3911
東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中央区	053-463-5601
東海防災(株)	大村 誉	浜松市中央区	053-474-2627
(有)豊田消防設備	金原克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
日興電気通信(株)本社	堀部成信	浜松市中央区	053-439-1125
ニッコウプロセス(株)	加藤裕介	浜松市中央区	053-439-1122
(株)日本防火研究所	市川智也	浜松市中央区	053-461-1373
(有)桝田防災設備	竹内宏行	浜松市浜名区	053-587-1373
浜松総合防災設備(株)	澤木典子	浜松市中央区	053-465-4664
(有)富士電機浜松	小池浩司	浜松市中央区	053-464-1183
(同)藤屋設備	近藤奈央	浜松市浜名区	053-542-0084
防災設備社(株)	金野 均	浜松市中央区	053-423-0119
(有)北部防災工業	鈴木康之	磐田市大久保	0538-38-1742
宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
みゆき防災	野末 悠	浜松市中央区	090-5454-2003
ムラツ	村松哲也	浜松市中央区	053-437-6711
ライト・アーマー	中村文彦	浜松市中央区	080-5130-1996

<賛助会員名簿> 5 (五十音順)

会社名	代表者	住所	電話
三和シヤッター工業(株)浜松サービスセンター	宮井孝朗	浜松市中央区	053-422-7505
TOA(株)静岡営業所	中矢直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株)静岡支社	遠藤英人	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エクリックワールド(有)	竹内宗蔵	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株)静岡支社	丸山清太郎	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部成信	日興電気通信株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	森下公園前法律事務所
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
監事	佐野靖浩	株式会社アオイテレテック
事務局長	伊藤 晃	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	